

栃木県教育委員会定例会会議録

平成31(2019)年3月19日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田	貞 夫
2 番	陣 内	雄 次
3 番	吉 澤	慎 太 郎
4 番	鈴 木	純 美 子
5 番	工 藤	敬 子
6 番	金 子	達 也（欠席）

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	松 崎	禎 彦
教 育 次 長	池 田	聖
総合教育センター所長	大 森	亮 一 夫
総 務 課 長	辻	真 夫
施 設 課 長	坂 入	武 司
学 校 安 全 課 長	伊 澤	純 一
教 職 員 課 長	菅 谷	毅
学 校 教 育 課 長	中 村	千 浩
特 別 支 援 教 育 室 長	小 野	幸 男
生 涯 学 習 課 長	野 原	正 祥
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代	哲 郎
文 化 財 課 長	石 川	明 範
総 務 主 幹	浅 野	尚 志
人 権 教 育 室 長	関 口	哲 夫
福 利 室 長	小 倉	敬 子
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤	正 幸
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田	雅 人
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤	光 正

3 午前9時30分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、工藤委員が2月25日付けで教育委員に再任され、また、岡委員の逝去に伴い、金子委員が3月12日から新たに就任されたことを告げた。

5 教育長職務代行者の指名及び議席の決定について

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、2月25日付けで、陣内委員を教育長職務代行者に指名した旨を告げた。

また、議席については、栃木県教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、

1 番宇田教育長、2 番陣内委員、3 番吉澤委員、4 番鈴木委員、5 番工藤委員、6 番金子委員に決定した旨を告げた。

6 教育長は、本日の会議録署名委員に3番吉澤委員を指名した。

7 教育長は、本日の議案等のうち、第4号議案については欠番である旨を告げ、また、第3号議案及び第7号議案から第9号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

8 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

9 報 告

(1) 栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 「へき地学校等」から「特別の地域に所在する学校等」になったことにより、何か変わるものはあるのか。

〔事務局〕

- ・ 手当の区分が変更となる。より利便性の高い地域に異動したことになるので、職員に対して支給していた手当が減額になる。

(2) 「とちぎの慣習・ことば集」の作成について

教育長から説明を求められ、生涯学習課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

〔委 員〕

- ・ 「ことば」については、栃木県内でも地域ごとに違う。そういうところまで細かく収集すると本当の意味での「とちぎのことば」になると思う。今後改訂する際には掘り下げていただき、それをまとめてもらえるとかなり面白いものになると思う。

〔事務局〕

- ・ 貴重な助言を踏まえ、今後改訂することがあった際には、より中身の深いことば集の作成に取り組んで参りたい。

〔教育長〕

- ・ 一つのものでも土地によって違うので、そこを掘り下げると読み物としても面白くなるかもしれない。改訂する際には、ことばも増えると思うが、そういう点も意識してもらいたいと思う。
- ・ 県民からの応募は200点以上あり、その中から、資料作成委員会でそれぞれ選定したと聞いている。読んでいて面白いと思っている。

〔委員〕

- ・ 具体的に、この資料がどのように活用されることを想定しているのか。
- ・ 新学習指導要領では、探究の時間が始まる。先生方の工夫次第だが、そういうところで上手く活用してくれると面白い授業ができると思う。

〔事務局〕

- ・ 児童生徒はもとより全ての県民の方々に、とちぎのことばや慣習を改めて知っていただき、とちぎの素晴らしさを伝えたいという思いで作成したものである。
- ・ 小学校については、4年生以上の子供たちをターゲットに、来年度リーフレットを作成し、県内の全ての学校の4～6年生の各学年に1クラス分を配布する。学校で工夫して、授業等で使用してもらいたい。
- ・ 公民館や病院、銀行等にもハンドブックを配布する。利用者が待ち時間にこの冊子を手に取り、とちぎのいにしへの文化等に触れてもらいたい。そういった活用を想定して作成した。

〔教育長〕

- ・ 活用に向けて準備を進めていただきたい。

- (3) 「高校生と指導者のための安全登山ハンドブック」の発行について
教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 「高校生と指導者のための」と書かれているが、指導者は事前に研修等があると思うが、引率する際のものと考えたと内容的に不足の部分があると思う。登山をするに当たって、今後、どのようにサポートしていくのか。

〔事務局〕

- ・ 山行に実際に持参するために、内容をかなりそぎ落として必要なものだけを載せているので、不足の部分もあると思うが、県においても顧問を対象とした研修会等をたくさん設定し、そういったところで補っているので、十分対応できていると考えている。

〔委員〕

- ・ 以前も発言したが、事故等が発生した場合、それを報告することがマイナス評価になるような体質が一番危険だと思っている。このハンドブック以外にも、例えば登山に関してヒヤリハットの起きた場所や内容をホームページ等で共有できるようにしていただきたい。ハンドブックを作成し配布したから良いということではなく、常に情報のアップデートをしながら、体質の部分の見直しや今後の体制づくりということも合わせて取り組んでいただきたい。

〔事務局〕

- ・ ホームページで公開するところまでは至っていないが、特に多い夏の山行シーズンが終わった後に、登山専門部がヒヤリハット事例を収集し、全校が集まって情報の共有を行っている。

〔委員〕

- ・ 濡れても大丈夫な紙で作成したとのことだが、文字を書くときは何をすればいいのか。濡れても落ちないのはボールペンなのか鉛筆なのか。

〔事務局〕

- ・ 今後確認したい。

〔委員〕

- ・ 携行装備に筆記具と書いてあるが、雨で濡れた時に、連絡先等記載してあるものが消えてしまうことも考えられるので、何で書けばいいのか示してあると親切だと思う。

〔教育長〕

- ・ 表紙の名前等は油性のペンであれば大丈夫だと思うが、中身については分からないので、使用上の注意等もまとめていただきたい。
- ・ 先ほど指摘があったが、これができたということはスタートの部分に立ったということで共有されていると思う。先ほどの「とちぎの慣習・ことば集」も同じだが、いかに使うかという点で工夫、意識をよろしく願いたい。

〔委員〕

- ・ 非常に良くまとまっていると思う。私は登山をしたことがなく、登山者の立場から見られないので使いやすいかどうかは分からないが、一点言えることは、自然と相對しながらの活動なので、予測できないことが日々起こるものであり、時間の中でもどんどん変わっていったりする。その時に何が起こったのかということ共有することが非常に重要で、瞬時に共有できる仕組みがあれば、また何か起きるかもしれないことを予測することができる。実際に登山した方たちがその日の何時にどういうことがあったのかということまでを含めて共有できるような仕組みは、お金が掛かったとしても作らないといけない。今の高校生はスマートフォンを持っているので、そういう技術は使ったほうが良い。このハンドブックがベースにはなるが、これに+αして、予算を付けてやっていかなくてはならないと思う。

〔委員〕

- ・ 用語集では読めそうな字にも振り仮名があるが、改訂版を出す際には、地名や山の名前にも付けたほうが良いと思う。

〔教育長〕

- ・ 御指摘のとおりである。今回の作成部数は1,000部であるが、需要は多

いと思うので、改訂版を作成する際は是非とも工夫をお願いしたい。

〔委員〕

- ・ これを使うのは栃木県の人だけか。

〔事務局〕

- ・ 基本的には県内の高校生と先生方になる。

〔委員〕

- ・ やはり地名等には振り仮名があったほうが良いと思うので、改訂の時は是非お願いしたい。

〔教育長〕

- ・ 活用等、意見をいただいたので、よろしくお願いしたい。

10 教育長は、審議に移る旨を告げた。

11 第1号議案 栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

12 第2号議案 「栃木県教職員懲戒処分の基準」の一部改正について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 今回の改正は全国的な動きがあるのか、栃木県独自の動きなのか。

〔事務局〕

- ・ 昨今、全国的に学校事故に関しては対処する動きはあるが、処分基準の改正に関しては本県独自のものとなる。

〔委員〕

- ・ 栃木県だけ厳しくするということもできるのか。

〔事務局〕

- ・ 今回の改正については、現行の制度でも十分対応はできるが、資料の「栃木県教職員懲戒処分の基準」第1 基本事項のなお書きとして「事例として掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては事例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。」という表記がある。これによって基本的にはどのような事例でも個別に判断することができるが、今回はきちんとした類似例を載せることによって、より明確な基準に基づいて判断できるようにするというところで改正を行ったものであり、厳しくしたということではない。

〔委員〕

- ・ 公務上での過失致死はどうなるのか。

〔事務局〕

- ・ 今回の改正の中での「6 児童生徒に対する非違行為関係」(3)にあるとおり、「学校管理下において」というような判断が目安になるので、その範疇に入った場合には今回改訂したものの類似例ということでの判断になると思う。

〔委員〕

- ・ 懲戒処分の基準について、この内容を先生方が知る機会はあるのか。

〔事務局〕

- ・ 基準そのものについてはホームページに掲載してはあるが、この基準を全部読み上げて職員に示すということはしていない。今回の改正については、今後校長会などを通じて周知してまいりたい。

〔委員〕

- ・ これから教員になる先生方へは、「ホームページに載っているのを読んでください」というだけではなく、処分案件もあるということも踏まえて、一度きちんと説明したほうがいいと思う。これまでの事例等を示して、ある程度具体的なイメージとして知らせていくことも今後の取組として必要ではないかと感じている。

〔事務局〕

- ・ 研修については、初任者研修の中で事例を踏まえてこういう学校事故等についての指導は現時点でも行っている。

〔教育長〕

- ・ 全教職員に配っている不祥事に対するマニュアルにも事例が記入されているので、より徹底を図っていただきたい。

13 教育長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。

14 第5号議案 公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 教員特殊業務手当は、全国的にこういう形でこれくらいの金額が支給されているものなのか。

〔事務局〕

- ・ 基本的には国の目安があるので、全国的にはほぼ同程度の取扱いとなっ

いる。

- 15 第6号議案 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見があった。

〔教育長〕

- ・ 国に則って県の規則を改正したということによいか。

〔事務局〕

- ・ 単位数は変わらないが、区分の名称を整理し直したことに関連して、本県のものも改正が必要になった。

- 16 第10号議案 「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」の策定について
第10号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 「6 学校単位で参加する大会等の見直し」について、学校単位というのが基本だと思うが、学校をまたいでチームを作って参加することは、現在認められているのか。それとも今後のことになるのか。

〔事務局〕

- ・ 団体の競技について、片方の学校の人数が全く足りず、もう一方の学校に合流して大会に参加するという程度認められている部分もある。

〔委員〕

- ・ 例えば、2つの高校の合同チームで野球やサッカーなどの参加も認められている。同じように吹奏楽も合同で参加することが許されているという認識によいか。

〔事務局〕

- ・ 文化部活動に関しては、高文連主催のものやそれ以外の関係団体の大会など様々な大会等があり、大会によって規定が異なる。合同で上の大会に行くというのは難しい状況もあるが、地区のコンテスト等によっては出場が可能になっているものもある。

〔委員〕

- ・ 先生方によってはかなり温度差があり、徹底の方向にベクトルが向いていないのが現状だと思う。実際のところ、このような取組をしなかったからといって罰則等があるわけではないので、急にそういう方向に変えるというのは難しいと思う。今後そのような徹底をどういう指標で見ながら指導していくのが課題だと思うが、どのように考えているか。

〔事務局〕

- ・ 文化庁のガイドラインが送付された際の添書にもスポーツ庁と連携して、取組状況の定期的なフォローアップ、その調査を行うこととあった。運動部と併せて国の調査もあり、働き方改革との関連もあるので、一気に全教員にというのは難しいかもしれないが、理解を求めることに努めていきたい。

〔教育長〕

- ・ 各学校の活動方針や、部活動の活動計画や実績を公表することになっているので、逸脱などがあつた場合には指導することも必要だと思っている。

〔委員〕

- ・ 方針の「5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」であるが、小規模校は指導できる先生がいなかったり資源が乏しかったりして、不利な状況にあり、悪循環に陥っていくように感じる。学校内でできないからできないということではなくて、例えば地域と学校が協力してできる環境を作っていくなど、小規模校は学校外と連携して文化的活動をしていくという発想が重要ではないかと感じた。

〔事務局〕

- ・ 委員の仰るとおり、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」のところには、持続可能な芸術・文化等の活動のための環境整備を進めるとの記載もあるので、差が出ないように、学校内に留まらず、地域又は学校内外に協力を得ながら生徒の不利にならないように、生徒のニーズに応えられる部活動を展開していけるような体制、仕組みを作っていきたい。

〔教育長〕

- ・ これも方針の策定だが、これが適正な部活動のスタートであり、働き方に関わるものにもなると思うので、周知徹底をお願いしたい。

- 17 第11号議案 栃木県子どもの読書活動推進計画（第四期）の策定について
第11号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があつた。

〔委員〕

- ・ 高校生の不読率が依然として高いのはなぜか。

〔事務局〕

- ・ 高校生の不読率が高いのは全国的な傾向ではある。県が実施している実態調査において、高校生については、読書以外にテレビやDVD等を見るのに時間を使うとか、漫画や雑誌の方が面白いとか、あるいは携帯電話やスマートフォンのやり取りに時間を使うなどが読書をしない理由として挙げられている。これは全国的な傾向で、年代が上がると活動の視野が広がるので、読書に費やす時間が相対的に減ってしまうのは致し方ない面もあると思うが、不読率を少しでも解消するために、今後も対策を考えてい

きたい。

〔委員〕

- ・ 本を読むという調査の中には、電子書籍も含まれているのか。

〔事務局〕

- ・ 電子書籍も入っている。

〔委員〕

- ・ 日本の大学生が本を読まないことに危機感を持っている。海外の大学生はたくさん本を読む。本を読むことの価値を見出せていないのではないかと思う。この資料にも書いてあるように、家庭での読書習慣など、小中高では遅すぎて、幼稚園や保育園の時点で本を読むということを当たり前のことにしていけないといけないと感じている。この施策は栃木県の教育を考える上で重要なものだと思っている。

〔事務局〕

- ・ 幼児期間の読書習慣の確立は極めて重要なことだと思っており、県では「家読（うちどく）」と言って、家で親子で本を読み、意見や感想を言い合うということを奨励しており、小中学生の不読率はこの数年で非常に改善している。こういった活動も続けていき、幼少時からの読書習慣の確立に努めていきたい。

〔教育長〕

- ・ 親が読んでいると子どもも読む、家に本があれば手に取る、ということが大きいと思うので、この推進計画に基づき、しっかりと家庭に浸透できるようにしていただきたい。

18 第12号議案 栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部改正について
第12号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

19 第13号議案 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則の一部改正について
第13号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

20 第14号議案 栃木県有形文化財の指定について
第14号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。

21 第15号議案 栃木県天然記念物の指定解除について
第15号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ ひこばえが生えてきたら、そのひこばえはそのまま天然記念物に指定されるのか。

〔事務局〕

- ・ その場合は経過を観察して、指定を解除するかどうかを審議会に伺うことになると思う。

〔教育長〕

- ・ 写真では平らに切った後に生えているが、DNAを見ると違うという話である。

〔事務局〕

- ・ 仰るとおり、別のものが実生で生えたということになっている。

22 教育長は、第3号議案及び第7号議案から第9号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

23 第3号議案 事務局等職員の人事について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

24 第7号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について
第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

25 第8号議案 学校職員の分限処分について
第8号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

26 第9号議案 学校職員の懲戒処分等について
第9号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

27 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時45分、閉会した。